

JR四国労組自動車支部ニュース

2020年11月27日（No7/1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

年末賞与交渉妥結!

年末賞与の支給は困難と判断!!

特別一時金としての支給を引き出す!!

社員 **192,000円**

月給・日給者 **179,000円**

時給者 **60,000円又は100,000円**

支払日 **12月14日以降**

JR四国労組は、本日「年末賞与」についての団体交渉を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社を取り巻く経営環境が危機的状況にある中、コロナ禍においても懸命に奮闘する組合員の思いをこれまで粘り強く訴えてきたが、会社側から回答が示された。

【会社の回答】

2019年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う利用控えや運休便設定などが発生した高速バスの輸送状況は、2020年度に入り5月には、ほぼ全便運休を経過するも、その後は一時期約7割の運行便数設定まで回復しました。輸送人員については、期待された夏輸送の8月は前年比約23%に留まり、こうしたことから上半期では、対前年比約20%という結果でした。

中間決算収支では、売上高391百万円（対前期1,578百万円の減少、営業損失747百万円（対前期881百万円の悪化）、経常損失601百万円（対前期739百万円の悪化）となり、法人税等を差し引いた中間純損失は589百万円（対前期680百万円の悪化）となり、開業以来初めてとなる規模の赤字決算となりました。

今後の推移について、感染の終息時期が定まらないことから、開業以来の極めて厳しく未体験の経営状況の年度となることが想定されています。

引き続き待命休職の継続的な実施が前提となる中、当面の会社存続と雇用の確保を第一義的に考えると、誠に遺憾ではありますが、夏季の場合と同様に、今期の賞与については、支給することが困難との判断に至りました。

今後は、これまでコロナ禍の影響を受けている経営体質の見直しが早急の課題となる環境下であり、継続しての安全確保と会社のおかれた環境の急激な変化に対応する基盤整備を行う経営に向けた取り組みについては、労使ともに難局を乗り越えることの意識を共有することが必要であると考えます。

回答に当たり、貴組合の特段の理解と協力を切に求めるところであります。

JR四国労組 自動車支部ニュース

2020年11月27日（No7/2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

記

1 社員

(1) 支給率

今期の賞与の支給は困難のため、賞与の支給率の設定はありません。

2 契約社員・再雇用契約社員

(1) パートナー社員・パートナー再雇用社員（月給、日給適用者）

(2) サポーター社員・サポーター再雇用社員（時給適用者）

上記（1）及び（2）に区分される契約社員及び再雇用契約社員について、今期の賞与の支給は困難のため、支給に伴う基準額の設定はありません。

年末賞与についての回答が示された後、会社側より「特別一時金の支給」について説明があり議論した。

特別一時金の支給について

1 支給対象者

2020年12月1日現在に在籍する社員、契約社員、再雇用契約社員とする。
ただし、育児休職者、病気休職者を除くこととする。

2 支給額

(1) 社員

192,000円

(2) 契約社員・再雇用契約社員

(ア) パートナー社員・パートナー再雇用社員（月給、日給者） 179,000円

(イ) サポーター社員、サポーター再雇用社員（時給適用者）

勤務実績により60,000円又は100,000円

3 支給日

2020年12月14日（月）以降準備でき次第

4 その他

今回限りの特別措置とする。

<主なやり取り>

組合：組合は、会社を取り巻く経営環境が極めて厳しい状況であることは認識しつつも、生活給の一部となっていることを鑑みれば年末賞与を支給すべきと訴えてきた。結果、夏季賞与に続き年末賞与の支給が困難との回答は非常に残念であり重く受け止めている。

会社：賞与については、会社業績、収支状況、今後の経営見通し等を総合的に勘案して判断すべきと考えており、現段階における会社の経営状況、さらに今後についても収入の早期回復が見通せないことから、協約に規定されている賞与としては支給することは困難であるとの経営判断に至った。

組合：今回、特別一時金として支給することとなったのはなぜか。

会社：貴側の要求主旨やこの間の「安全・安心輸送」に対する取り組み、さらに、今後この厳しい状況を乗り越えるために様々な検討をした結果、会社として精一杯の判断をし、今回限りの特別措置として特別一時金を支給することとした。

JR四国労組 自動車支部 ニュース

2020年11月27日（No7／3終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

組合：賞与算定の期間率について、これまで今回の待命休職は会社経営上の都合によるものであることから、賞与算定の欠勤期間から除外すべきと訴えてきたが、取り扱いはどのようになるのか。

会社：賞与に対する期間率については現行の取り扱いを変更する考えはないが、特別一時金については、今回の待命休職日数に拘わらず一律に支給することとする。

組合：成績額については、どのような取り扱いとなるのか。

会社：年末賞与の支給率の設定がないことから、成績額については適用しないこととする。なお、特別一時金についても成績額の適用は行わず一律に支給することとする。

交渉終了後、持ち帰り検討した結果、年末賞与の支給には至らなかったものの、この間の取り組みに会社が一定の理解を示し、経営環境が極めて厳しい状況にあるなか、特別一時金としての支給等について議論し、会社として精一杯の回答であると判断し、本日14時に妥結した。

以 上